

申請期限：令和7年5月30日(金)
(AM9:00 川崎港郵便局留 必着)

※申請期限を過ぎた場合は
いかなる理由があっても受付できません

令和6年度川崎市物価高騰対策給付金 申請書(請求書)

宛先(※令和6年12月13日時点の住民登録地)
川崎市長

裏面の【誓約・同意事項】の全ての内容に誓約・同意し、**チェック欄に☑**の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ)	生年	大正・昭和・平成・令和	現住所
氏名	月日	年 月 日	(日中に連絡可能な電話番号) ()

2. 申請者が属する**住民票上の世帯**の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点で**16歳以上**の方は、「令和6年度住民税非課税証明書」を必ず添付してください。該当する方が複数いる場合は、**該当する方全員分の添付が必要です。添付がない場合には、給付を受けられません。**ただし、川崎市が発行する非課税証明書の添付は省略可能です。

(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住民登録地が川崎市でない場合はその住民登録地を記入	令和6年度住民税均等割課税状況
1. の申請・請求者(世帯主)	本人	/		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 課税(対象外)
2		大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 課税(対象外)
3		大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 課税(対象外)
4		大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 課税(対象外)
5		大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 課税(対象外)

3. 受取口座(原則、1. の申請・請求者(世帯主)の口座とします。)*長期間入出金のない口座を記入しないでください。

次の(1)又は(2)のいずれかを選択し、記入してください。

(1) 公金受取口座での受取を希望する。 ⇒ ※公金受取口座での受取を希望する場合のみ、☑してください。

※公金受取口座とは、マイナンバーカードをお持ちの方がマイナポータル等で事前に登録した、給付金等の受取口座のことをいいます。
※公金受取口座の登録がされていないにもかかわらず、☑がされている場合は、不備となり、給付金を入金することができません。
※☑した場合は、(2)の【受取口座記入欄】の記入は不要です。通帳などの写し(コピー)の提出も不要です。
※☑と(2)の【受取口座記入欄】のどちらも記入されている場合は、公金受取口座への入金を優先します。

(2) 「公金受取口座以外」の口座で受取を希望する場合

※下欄に記入し、受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し(コピー))を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	口座番号	右詰記入	口座名義
銀行 農協 金庫 信組	(本・支店) (出張所)	店番号	種目 ①普通 ②当座	カナ氏名 漢字氏名

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「(預金通帳見開き下部に記載)を御記入ください。
※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、川崎市物価高騰対策給付金コールセンター(電話:0120-000-685)にお問い合わせください。

4. 代理申請(受給)

(代理人の方が申請・受給する場合は、次の欄に記入してください。)

代理申請(受給)ができる方は、原則として1. 申請者と同一世帯の方、2. 申請者の法定代理人となります。
世帯主の金融機関口座が無いという理由や、世帯主との関係が知人や友人等の場合は代理申請(受給)できません。

(フリガナ)	申請者との関係	代理人 大正・昭和・平成・令和	代理人住所
代理人 氏名		生年 月日 年 月 日	(日中に連絡可能な電話番号) ()
上記の者を代理人と認め、物価高騰対策給付金の申請及び受給を委任します。			申請者氏名 (自署又は記名押印) ※自署された場合は、押印不要です。

裏面にも記入箇所がありますので、必ず御確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 令和6年度川崎市物価高騰対策給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。

※支給要件

次の(1)から(5)のいずれにも当てはまる世帯

(1) 原則として、令和6年12月13日(基準日)において、川崎市の住民基本台帳に記録されている世帯であること(ただし、DV等避難者、措置入所者等で住民票を居住地に異動させていない方、ホームレス等でいずれの市区町村にも住民登録されていない方等を除く。)

(2) 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税であること。

(3) 世帯全員が、令和6年度住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと(令和6年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯ではないこと。)

(4) 外国籍の方がいる世帯で、世帯の中に、租税条約に基づき、課税が免除された結果、令和6年度住民税の額が0円となった方がいないこと。

(5) 令和6年1月2日以降に国外から転入された方のみからなる世帯ではないこと。

② 世帯の中に、令和6年度住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 世帯の中に、川崎市で住民登録されているが、実際の居住地が他市町村であるなど住民登録地以外(川崎市以外)で令和6年度住民税均等割が課税されている者はいません。

④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑦ 申請された申請書に不備があり、期限までに必要な修正が行われない場合は、給付金が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

⑨ 申請期限の経過後に申請された場合は、給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

1～2は全員必ず提出、3～6は該当者のみ提出

1『令和6年度川崎市物価高騰対策給付金申請書(請求書)』(本書)

※必要事項を御記入ください。

2『申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ。マイナンバーの記載がある場合は黒塗りさせていただきます。)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

3『令和6年度住民税非課税証明書』

※令和6年1月1日時点で16歳以上の方全員分を御用意ください。ただし、川崎市が発行する非課税証明書の添付は省略可能です。

4『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※【受取口座記入欄】に口座情報を記入した場合は、通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。

5『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

※代理申請(受給)を行う場合のみ、代理人の本人確認書類として、次の書類を御用意ください。

■官公署が発行した書類(顔写真付き)…1点のみ提出

(例)運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ。マイナンバーの記載がある場合は黒塗りさせていただきます。)、パスポート、在留カード等

■官公署が発行した書類(顔写真なし)…2点提出

(例)年金手帳、介護保険証、年金証書等

6『申請・請求者との代理関係を確認できる書類の写し(コピー)』

※代理申請(受給)を行う場合のみ、代理人と申請者との関係を確認できる書類を御用意ください。

(例)成年後見人…登記事項証明書の写し 保佐人・補助人…登記事項証明書及び代理権目録の写し等(1.申請者と同一世帯の方、2.申請者の法定代理人以外の方が代理人となる場合には、川崎市物価高騰対策給付金コールセンター(電話:0120-000-685)まで、必要書類について、お問い合わせください。)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません

申請・請求者

※自署された場合は、押印不要です。

令和 年 月 日

(世帯主)

氏名(自署又は記名押印)

印